

水質検査結果報告書

第 26L011677-1 号

令和8年5月21日

中井町長 戸村 裕司 様

水道法20条 第3項国土交通大臣及び環境大臣登録機関第224号
 建築物飲料水水質検査業登録横浜市R5水第13号
 建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号
 建築物飲料水水質検査業登録群馬県6水第1号
 建築物飲料水水質検査業登録山梨県中北4水第10号
 株式会社 総合環境分析
 本社 神奈川県横浜市緑区鳴尾1-13-2
 電話 045-929-0033
 東京技術センター 東京都町田市忠生3-5-4
 電話 042-792-4474
 北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6
 電話 0276-89-0745
 甲信分析センター 山梨県南アルプス市小笠原6
 電話 055-283-6155

依頼者	中井町		
試料名称等	大久保水源水系 大久保水源		
採取場所	古怒田集落センター		
受託年月日	令和8年5月12日	種別	浄水
採取年月日	令和8年5月12日	時間	9:20
試験年月日	令和8年5月12日 ~ 令和8年5月21日		
採取者	中井町		
遊離残留塩素	0.25	mg/l	

水質検査部門管理者 原元 綾香



No.	項目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検査方法
1	一般細菌	個/ml	0	0	100	平15.厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	(100ml中)	不検出(陰性)	--	検出されないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第2
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005未満	0.00005	0.0005	平15.厚生労働省告示第261号別表第7
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
8	六価クロム化合物	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.004未満	0.004	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	4.26	0.02	10	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.05未満	0.05	0.8	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.02未満	0.02	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
17	ジクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	0.000005未満	0.000005	0.00005	平15.厚生労働省告示第261号別表第45
21	ベンゼン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
22	塩素酸	mg/l	0.06未満	0.06	0.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
23	クロロ酢酸	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
24	クロロホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.06	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
25	ジクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
26	ジブromクロロメタン	mg/l	0.002	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
27	臭素酸	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第18
28	総トリハロメタン	mg/l	0.004	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14

判	定	上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。
備	考	定量下限値 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS):0.000005mg/l ペルフルオロオクタン酸(PFOA):0.000005mg/l 天候:曇り 気温:22.5℃ 水温:17.5℃

水質検査結果報告書

第 26L011677-2 号

中井町長 戸村 裕司 様

令和8年5月21日
 水道法20条 第3項国土交通大臣及び環境大臣登録機関第224号
 建築物飲料水水質検査業登録横浜市R5水第13号
 建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号
 建築物飲料水水質検査業登録群馬県6水第1号
 建築物飲料水水質検査業登録山梨県中北4水第10号
 株式会社 総合環境分析
 本社 神奈川県横浜市緑区藤居1-3-2
 電話 042-295-0033
 東京技術センター 東京都町田市忠生3-5-4
 電話 042-792-4474
 北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6
 電話 0276-89-0745
 甲信分析センター 山梨県南アルプス市小笠原6
 電話 055-283-6155

依頼者	中井町		
試料名称等	大久保水源水系 大久保水源		
採取場所	古怒田集落センター		
受託年月日	令和8年5月12日	種別	浄水
採取年月日	令和8年5月12日	時間	9:20
試験年月日	令和8年5月12日 ~ 令和8年5月21日		
採取者	中井町		
遊離残留塩素	0.25	mg/l	

水質検査部門管理者 原元 綾香 原元

No.	項目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検査方法
29	トリクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
30	プロモジクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
31	プロモホルム	mg/l	0.002	0.001	0.09	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
32	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008未満	0.008	0.08	平15.厚生労働省告示第261号別表第19の2
33	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
34	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.2	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
35	鉄及びその化合物	mg/l	0.03未満	0.03	0.3	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
36	銅及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	1.0	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
37	ナトリウム及びその化合物	mg/l	13.1	0.1	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
38	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.05	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
39	塩化物イオン	mg/l	7.0	0.2	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	114	10	300	平15.厚生労働省告示第261号別表第22
41	蒸発残留物	mg/l	193	20	500	平15.厚生労働省告示第261号別表第23
42	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02未満	0.02	0.2	平15.厚生労働省告示第261号別表第24の2
43	ジェオスミン	mg/l	0.000001未満	0.000001	0.00001	平15.厚生労働省告示第261号別表第25
44	2-メチルイソホルネオール	mg/l	0.000001未満	0.000001	0.00001	平15.厚生労働省告示第261号別表第25
45	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第28の2
46	フェノール類	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.005	平15.厚生労働省告示第261号別表第29
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.2未満	0.2	3	平15.厚生労働省告示第261号別表第30
48	pH値	—	7.9(22.8℃)	—	5.8~8.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第31
49	味	—	異常なし	—	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第33
50	臭	気	異常なし	—	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第34
51	色度	度	0.5未満	0.5	5	平15.厚生労働省告示第261号別表第36
52	濁度	度	0.1未満	0.1	2	平15.厚生労働省告示第261号別表第41
	以下余白					

判 定 上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。

備 考 天候:曇り 気温:22.5℃ 水温:17.5℃